

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部を
改正する条例案

令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市公衆浴場法施行条例及び札幌市旅館業法施行条例の一部を
改正する条例

(札幌市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 札幌市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第47号)の一部を次の
ように改正する。

(1) 第2条に次の11号を加える。

(5) 原湯 浴槽内の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される湯(温泉を
含む。)をいう。

(6) 原水 原湯の原料に用いられる水及び浴槽内の水を再利用せずに浴
槽に直接注入される水をいう。

(7) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給さ
れる湯をいう。

(8) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給さ
れる水をいう。

(9) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

(10) 飲料水 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定
する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。

(11) 貯湯槽 原湯を貯留する槽をいう。

(12) ろ過装置 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維
等を除去する装置をいう。

(13) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較
的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(14) 調節箱 上がり用湯の温度を調節するための槽をいう。

(15) 循環配管 湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。

(2) 第5条を次のように改める。

(普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準)

第5条 普通浴場及び福利厚生浴場における法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。

(2) 夜間においては、適当な照明を行うとともに、停電その他照明事故のために、懐中電灯、非常照明等の予備設備を備えること。

(3) 浴槽水については、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。

(4) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合にあっては、次に掲げる保温等に関する措置を講ずること。

ア サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度調節装置及び温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。

イ サウナ室には、非常警報装置を備えること。

ウ サウナ室には、ボイラーを設けないこと。

(5) 冬季の間、脱衣室に適当な防寒装置を備えること。

(6) 清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について、次に掲げる措置を講ずること。

ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。

イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を用いる浴槽は、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

- ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。第20号及び第23号において同じ。）を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - エ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
 - オ 循環配管を定期的に洗浄し、及び消毒すること。
 - カ 水位計配管を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
 - キ シャワーを1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、並びにシャワーヘッド及びホースを6か月に1回以上点検し、並びにそれぞれの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
 - ク 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。
 - ケ 貯湯槽を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - コ 調節箱を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
 - サ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。
 - シ 月1回以上は建具及び全部の窓を開放し、十分乾燥させること。
- (7) 脱衣室の床面については、不浸透性材料（石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。）を用い、清掃に適する構造とすること。
- (8) 脱衣容器等については、入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管でき、かつ、衛生保持に適する構造とすること。
- (9) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設けること。
- (10) 浴室及びサウナ室については、汚水が公衆衛生上支障のないように排出され、及び処理される構造とすること。
- (11) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
- (12) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、上がり用湯及び上がり用水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようになること。

- (13) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水については、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。
- (14) 浴槽水の消毒については、規則で定めるところに従って行うこと。
- (15) 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日清掃し、定期的に消毒すること。
- (16) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。
- (17) 浴槽水については、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。
- (18) 連日使用型循環浴槽水の取替えについては、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。
- (19) 原則として、オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。以下この号において同じ。）及びオーバーフロー水を回収するための水槽（以下この号において「回収槽」という。）内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。やむを得ず当該構造にする場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 回収槽を地下に埋設しないこと。
- イ オーバーフロー水を回収槽に集めるための配管（工において「還水管」という。）を直接循環配管に接続しないこと。
- ウ 回収槽の内部を頻繁に清掃し、及び消毒すること。
- エ 還水管の内部を頻繁に洗浄し、及び消毒すること。
- オ 回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (20) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- (21) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (22) 貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (23) 気泡発生装置等を設置する場合には、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らない構造にすること。
- (24) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第1条第3号

の薬湯を使用する場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。

(25) 屋内の浴槽については、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。

(26) 第6号、第13号、第14号、第15号、第19号（ア及びイを除く。）及び第22号の規定による清掃、消毒等の実施状況を記録し、3年間保管すること。

(27) 入浴者用の便所については、脱衣室に併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。

(28) 営業許可に係る構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがあるものにしないこと。

(29) 保護を必要とする高齢者、幼児等で適当な保護者がいないものは、入浴させないこと。

(30) 蒸気パイプ等については、直接入浴者に接触しないようにすること。

(31) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、福利厚生浴場であって、市長が男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(32) 脱衣室、洗い場及び浴槽については、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽については、男子浴槽内の湯と女子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。

(33) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(3) 第6条中「第13号」を「第12号、第17号」に、「第25号、第29号及び第30号」を「第27号、第31号及び第32号」に改め、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、浴槽水を循環し、及びろ過する場合については、1週間に1回以上取り替えること。

(4) 第6条第10号中「外に設ける」を「内側に設けない」に改め、同条に

次の1号を加える。

(11) 洗い場の床面積は、浴槽の大きさに応じた広さを有すること。

(5) 第7条中「第13号」を「第12号」に、「及び第9号に」を「、第9号及び第11号に」に、「第5条第29号ただし書」を「第5条第31号ただし書」に改める。

(札幌市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

（旅館業の施設について講ずべき措置の基準）

第10条 法第4条第2項に規定する換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとすること。なお、この条において使用する用語は、札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第47号）第2条において使用する用語の例による。

(1) 採光又は照明は、施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有すること。

(2) 浴槽水その他の浴室で使用する水は、次に掲げるところにより措置を講ずること。

ア 浴槽水にあつては、毎日取り替えること。

イ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあつては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。

ウ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。第6号において同じ。）には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

エ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

オ 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水については、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

カ 浴槽水（客室において、循環利用することなく宿泊者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水を除く。）の消毒については、規則で定めるところに従って行うこと。

キ 原則として、オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。以下この号において同じ。）及びオーバーフロー水を回収するための水槽（以下この号において「回収槽」という。）内の湯水を浴用に供しないこと。やむを得ず供する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 回収槽の内部を頻繁に清掃し、及び消毒すること。

(イ) 還水管（オーバーフロー水を回収槽に集めるための配管をいう。）の内部を頻繁に洗浄し、及び消毒すること。

(ウ) 回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

ク 貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りでない。

(3) 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。

(4) 洗面設備には、飲料水を供給すること。

(5) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものについては、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(6) 旅館業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、気泡発生装置等、浴槽水のろ過装置等については、次に掲げる措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあつては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

イ 気泡発生装置等を1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。また、空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

ウ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

エ 循環配管を定期的に洗浄し、及び消毒すること。

オ 水位計配管を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

- カ シャワーを1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、並びにシャワーヘッド及びホースを6か月に1回以上点検し、並びにそれぞれの内部を1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- キ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。
- ク 貯湯槽を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- ケ 調節箱を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- (7) 第2号（アからエまでを除く。）及び前号の規定による清掃、消毒等の実施状況を記録し、3年間保管すること。
- (8) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。
- (9) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
- (10) 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じて整備すること。
- (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者については、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次に掲げる者に係る公衆浴場の構造設備が第1条の規定による改正後の札幌市公衆浴場法施行条例第5条第7号、第19号（ウからオまでを除く。）及び第23号並びに第6条第10号のいずれかの規定に適合しない部分を有する場合には、当該適合しない部分に対しては、これらの規定は、当該適合しない部分について構造設備の変更を行うまでの間は、適用しない。
 - (1) 施行日において現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて営業している者
 - (2) 施行日前に前号の許可の申請を行った者のうち、施行日において現に当該申請に対し、許可又は不許可の処分がされていないもの
 - (3) 前2号に掲げる者から当該許可又は申請に係る公衆浴場を譲り受け、又は借り受けた者のうち、施行日以後に営業許可の申請を行うもの

(理 由)

公衆浴場及び旅館業の施設について、レジオネラ症の発生を防止するために衛生管理の基準を定めるとともに、公衆浴場について、混浴が禁止される年齢の引下げを行う等のため、本案を提出する。